

第 85 話<煙害料>の要約と参考資料

第 85 話<煙害料>の要約

和合会はスズ鉱山の亜ヒ酸製造を認めた代わりに煙害料を受け取りました。亜ヒ酸 1 箱製造するごとに 12 銭の煙害料。その分配法を決めるのに 1 年かかりました。亀裂が入り混乱した結果、会に 3 銭積み、残り 9 銭を煙害のひどかった 7 軒に配分となりました。

第 85 話<煙害料>の参考資料

8 5 - 1 1936 年の煙害料配分について

和合会議事録

昭和十二年三月二十日 役員会 公会堂

役員会決議事項

一、亜砒煙害料分配ニ関スル件

右之件役員ニ被害者一同一任サル依テ役員会ノ決議ノ結果左記^{ママ}定結^{ママ}ス。故ニ今後ノ分配ハ左記ニ依リ施行スルモノトス

左記（亜砒一箱ニ対シ金十二銭煙害料）

三・〇銭 和合会

二・〇 佐藤節蔵 一・七 佐藤忠行 一・六 小笠原要三郎 一・三 佐藤兼三郎 一・二 佐藤茂 〇・七 佐藤助 〇・五 佐藤良蔵

煙害料ハ今後和合会々計ニ於テ受取ニ行クモノトス

但シ金（空欄）ノ手当金ヲ煙害料ノ内ヨリ天引シ支給スルモノトス

8 5 - 2 和合会と鉱山の契約に関する和合会議事録

（他の回の参考資料と重複）

1. 1923（大正 12）年から 1927（昭和 2）年の契約

大正十二年十一月二十五日 定期総会 佐藤助宅 51 名出席

一、亜砒酸煙害ニ関スル事項ノ件

一、交附金トシテケ月金五拾円ヲ事務所ヨリ支払ヲ受ク可キ事

一、契約年期限ハ満壱ケ年毎ニ実行ノ事

一、財^{ママ}料ハ全部相当ノ価格ニテ要求ニ応ス可キ事

一、契約金ハ毎月拾五日ニ支払ヲ受ク可キ事

一、一期タリトモ契約金ヲ怠タリタル場合ハ 右契約ハ無効トナル可キ事合意ス

(和合会と鉾山の契約 12 か条のうち 5 つの条項が和合会議事録の中に明らかにされている。鉾山が毎月 50 円の交付金を払う見返りとして、和合会は鉾山の要求に応じて、亜砒焼きに必要な資材＝薪や炭、窯築造など＝を相当の価格でおさめる、という内容が含まれている。)

期日不詳 (ページの端が折り込まれているため) 臨時総会 33 名出席

一、交附金分配ノ件ハ会長ノ帰宅迄延期置ク事

一、亜砒酸焼釜築造ニ関スル件ハ会長帰宅迄デ延期

(上記契約にもとづいて鉾山が払う交付金の分配方法と、亜砒焼き窯築造について話し合う予定だったと思われる)

大正十三年四月七日 臨時総会 佐藤豊三郎宅

一、亜砒酸釜築ノ件ハ此会解決セリ

一、交附金ノ設置

一、釜築手間勘定アリ

(この臨時総会で、会長＝佐藤為三郎＝欠席のために解決のびていた問題を話し合っただけで、和合会は、交付金の分配方法について決定すると同時に、鉾山が増設した亜砒焼き窯の築造にあたった人に労賃を支払ったと思われる。)

大正十四年五月十日 臨時総会 小笠原森三郎宅

一、亜砒酸製造者ニ対スル件

来五月八日当業者ヨリ役員ニ対シ相談ノ要求アリテ拾日総会ヲ開キタルモ役員及煙害者ヲ同行ノ上事務所ニ行ク事トス

(土呂久の牛が 4 月 6 日に死亡、翌 7 日鈴木日恵獣医が解剖したあと、最初に開かれた臨時総会の議事録。鉾山から和合会役員に対して何の「相談の要求」があったのか? 斃牛の解剖と関係があるのだろうか?)

大正十四年五月二十五日 定期総会 佐藤一宅 41 名出席

一、亜砒酸煙害ノ件 役員会ノ上本日協議ノ都合上延期ス

大正十五年三月九日 定期総会 佐藤啓三郎宅

一、亜砒酸鉾山ヨリノ交附金ニ関スル件

亜砒煙害者ニ大正十五年五月二十五日迄デニ本和合会ヨリ支出ス可キニ依リ供有金借用者ハ同日迄デニ元金ノ三割ヲ利金ト共ニ支払フ可キ事ヲ決ス

(交付金の中から鉾山近隣農家に煙害被害金を渡すことになったと思われる。なお供有金とは、和合会が受け取っていた交付金のこと、それを土呂久住民に貸し出していたのであろう。)

大正十五年五月二十六日 定期総会 佐藤十次郎宅

一、被害金分配ニ関スル件

右之件ニ関シテハ被害者ノミニテ決定セザル場合ハ本和合会役員ニテオ互相当ノ分配方ヲ講スル事

(煙害被害者と認められた者だけで交付金の分配方法を決めることが難しかったことがわかる。)

昭和二年二月二十五日 定期総会 佐藤岩吉宅 49名出席

一、亜硫酸製造事業ニ関スル件

亜硫酸製造ハ目下休業シラルモ亦着手スル場合に於テハ營業者ヨリ申出アル時和合会ニ話出ナスコトヲ協定ス

(亜硫酸焼きが休止したこと、再開するときは、鉾山から和合会に事前に話をするという協定が結ばれたことがわかる。)

2. 1936 (昭和 11) 年から 1941 (昭和 16) 年の契約

昭和十一年旧正月二十四日 定期総会 公会堂 46名

一、亜硫酸煙害ニ関スル件

煙害費ハ毎月受取高ノ二割五分ヲ会ニ積ミ込ミ残金ヲ只今迄ノ被害者ニテ分配スル事。但シ現在ノ契約終了後ハ和合会一般ニテ相談シ契約を結定スル事 (交付金の名前ではなく、煙害費という名前が使われている。鉾山から受け取る煙害費のうち 2 割 5 分は和合会に積み立てて、残り 7 割 5 分が被害者=7 軒の農家=に分配されたことがわかる。)

昭和十一年四月三日 臨時総会 公会堂 43名

一、亜硫酸煙害契約ノ件

右ノ件ニ付イテハ臨時総会ニテ協議ノ結果鉾山主任松尾一男氏ト本和合会ト契約書ヲ取交シ両者各々通宛ツ保存スル事ニ決定ス

一、亜硫酸ガマ増加ニ関スル件

本件ニ付イテハ各役員鉾山ニ参上シ主任松尾氏ニ対シ今後増設ノ亜硫酸ガマハ出来得ル限り沿道ヲ延バシ且完全ナル設備ヲナシ煙害ノ少ナキカマヲ増設方ヲ相談申上グル事ニ決定ス

(鉾山と和合会の間で煙害被害に関する新たな契約書を結ぶ=または更新=ことが承認された。増設が計画されていた亜硫酸窯は「反射炉」=錫を他の鉾物と分離精製するための施設で、亜硫酸を製造するものではなかった=のことだろう。この 2 件を話し合うために臨時総会が開かれたと思われる。)

昭和十二年三月六日 (旧正月二十四日) 定期総会 公会堂

一、亜硫酸煙害ニ関スル件

煙害ノ件並ビニ煙害料分配方ニ付イテハ近日内役員会ヲ開キ協議ノ結果程良キ法方ヲ取ル事ニ決定ス

(契約書が結ばれたので、鉾山から和合会に払われる煙害料の分配方法について、まず役員会で協議することにした。)

昭和十二年三月二十日 役員会 公会堂

役員会決議事項

一、亜砒煙害料分配ニ関スル件

右之件役員ニ被害者一同一任サル依テ役員会ノ決議ノ結果左記 定結 ス。故ニ今後ノ分配ハ左記ニ依リ施行スルモノトス

左記（亜砒一箱ニ対シ金十二銭煙害料）

三・〇銭 和合会

二・〇 佐藤節蔵 一・七 佐藤忠行 一・六 小笠原要三郎 一・三 佐藤兼三郎 一・二 佐藤茂 〇・七 佐藤助 〇・五 佐藤良蔵

煙害料ハ今後和合会々計ニ於テ受取ニ行クモノトス

但シ金（空欄）ノ手当金ヲ煙害料ノ内ヨリ天引シ支給スルモノトス

（鉦山は亜砒酸 1 箱 16 貫=60 キロに対し 12 銭の煙害料を支払い、それを受けとった和合会がまず 4 分の 1 の 3 銭を受け取り、残る 9 銭を鉦山の近くに農地をもつ 7 軒に分配することを、この日の役員会で決めた。）

昭和十六年二月十九日 規約会

一、和合会鉦山契約満了ノ件

鉦山関係トノ契約ハ会員ノ一致ニ抛リ中止ノ事

（昭和 11 年 4 月ごろ結ばれた煙害料契約=5 年間=が終了するにあたって、和合会は契約を更新しないと決めた。これは、規約会の話し合いの議事になっている。和合会と規約会の関係がよくわからない。）

昭和十六年五月二十五日 定期総会

一、煙害問題ノ件

最速右問題委員役場ニ出頭シ村長ニ交照ノ上問題速進ヲ計ル事

（このころ、岩戸村役場から宮崎県にあてた亜ヒ焼き中止を求める陳情書が作成され、戦前の亜砒焼きは休止になっている。和合会の委員が役場に出向いて村長と交渉した成果ではないだろうか。これでもって戦前の亜砒酸煙害に関する記述は終わっている。）

3. 1954（昭和 29）年から 1962（昭和 37）年の契約等

昭和二十八年十二月十一日 臨時和合会 公民館

一、土呂久鉦山ヨリ亜砒酸製造ノ件

何回モノ同伴ニ因リ試験焼ニテモ焼イテモラッテハ困ルト会長他一名（仲治）鉦山ニ出向キコトワッテ戴ク事ニ決議ス

（鉦山が「試験焼きだから焼かせてくれ」と言ってきたことがわかる。和合会は、試験焼きにも反対を決議。）

昭和二十九年二月二十七日（旧正月二十四日） 定期総会 佐藤茂宅 40名

出席者（村長伊木竹喜・西村両氏来賓）

一、亜硫酸製造ニ関スル件

万場一致デ条件ノ案成作ヲ県・支庁・村長ニ一任スル事ヲ約ス
（和合会は前年12月の亜硫酸焼き再開反対から、2か月半後に態度を変えて、条件付き賛成に転じ、条件案の作成を行政にゆだねた。）

覚書（昭和29=1954=年5月15日）

岩戸村長は、中島鉦山社長と和合会長が結んだ覚書の斡旋人になった。

覚書では、鉦山と和合会は「農林事業の振興と地下資源の開発が岩戸村並びに土呂久部落の繁栄に寄与すること大なるに鑑み、相携えてこの目的達成に協力する」ことを約束し、鉦山は和合会の協力に応えるために30万円を支払う、としている。

契約書（昭和29=1954=年5月15日）

岩戸村長は中島鉦山との間で、亜硫酸炉建設に関する契約書を結んだ。戦前の被害を経験した住民の声を反映して、鉦害の防止・被害発生後の補償に関し、相当地に厳しい内容を盛り込んでいる。要旨は以下の通り。

第1条 地下資源の開発が岩戸村の繁栄に貢献するという目的のために岩戸村と中島鉦山は協力する。

第2条 今回設置する亜硫酸炉（月に砒鉍20トン、含銅砒鉍20トン処理）は試験的操業とする。焙焼炉施設は法規に準じ、鉦滓の処置は厳重に実施し、自然飛散、河川流入の防止の施設をする。

第3条 中島鉦山は被害補償準備金として毎月3万円を積み立てる（50万円に達したときは据え置く）

第4条 被害調査は必要に応じ県、関係当局、学識経験者その他に依頼する。鉦害状況判定のために椎茸及び豆類を植栽する。

第5条 調査の結果、被害が認められた場合、誠意をもって対策を協議する。岩戸村から要求があったときは、鉦山はただちに操業を中止し、十分な被害補償をおこなう。

第6条 契約期間は3年間。期間満了3か月前までに改訂の申し出がなければ自動的に延長する。操業計画変更は、両者協議のうえおこなう。

第7条 本契約によって生ずる費用、損害は中島鉦山が負う。